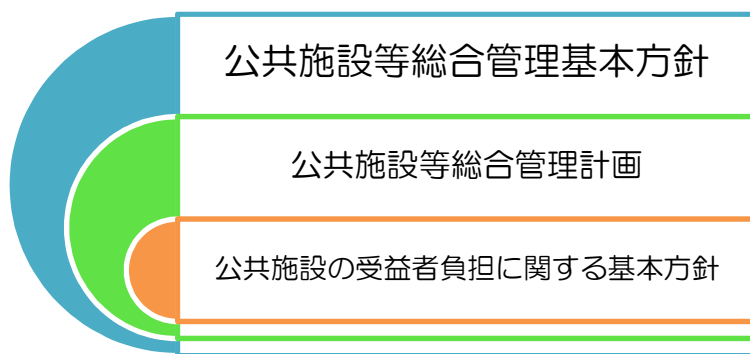


公共施設の受益者負担に関する基本方針



平成 29 年 3 月

伊勢原市

《目 次》

1 趣旨	P 1
2 本市の現状と課題	
(1) 多岐にわたる施設の存在	P 2
(2) 施設利用者の不公平	P 2
(3) 施設の管理運営	P 2
3 基本的な考え方	
(1) 本方針に基づく受益者負担の適正化の対象	P 2
(2) 市民負担の公平性の確保（受益者負担の原則）	P 2
(3) 管理運営経費の削減の取組	P 3
4 使用料の算定の原則	
(1) 使用料の算定の原則	P 3
(2) 受益者負担の範囲	P 3
(3) 原価	P 4
①原価に含む費用	P 4
②原価に含まない費用	P 4
5 使用料の算定基準	
(1) 算定方法	P 5
(2) 減免規定の考え方	P 9
(3) 端数処理	P10
(4) 消費税の取扱	P10
(5) 算定年度	P10
(6) 使用料水準の算定	P10
6 その他	
(1) 激変緩和措置	P11
(2) 定期的な使用料の見直し	P11
(3) 当初の使用料見直しの実施時期	P11
(4) 使用料の徴収方法	P11
(5) 公の施設以外の施設（暫定利用施設等）	P11

1 趣旨

伊勢原市では、これまでに小・中学校や市民文化会館、体育館、図書館・子ども科学館、コミュニティセンターなど、様々な公共施設（以下「施設」という。）を整備してきました。

施設の利用形態や運用方法は様々ですが、維持管理には経費がかかり、それらは施設を利用する方からの使用料と、市民の皆様からの税金によって賄われています。

施設の中には、行政運営や市民生活に不可欠な施設から、必要に応じて選択的に利用される施設まであり、施設の市民負担の検討において、全てを一律に取り扱うことは、適切な施設運営とは言い難いものと考えられます。

平成24年度に財政健全化のために設置された伊勢原市市政調査会において、このことが一つの大きなテーマとして議論され、「公共施設の在り方の見直しにあわせ、施設利用に係る受益者負担の適正化についても推進すべきである。」との提言が示されました。

本市では、公共施設等の在り方見直しを進めるに当たっての基本的な方向性を示すため、平成26年度に「公共施設等総合管理基本方針」を定めました。この中で上記の提言を踏まえて掲げた項目の一つである「持続可能な施設運営を行う」考えに基づき、「公共施設の受益者負担に関する基本方針」を定め、市民負担の公平性と使用料に関する基本的な考え方の明確化を図り、使用料設定の透明性を確保することとします。

本基本方針にのっとり施設の使用料を見直していくことで、将来にわたって安定した施設サービスを提供し、施設の利用者と市民が適正に負担を分かち合いながら、持続可能な施設運営を図っていきます。また市民に負担を求める上での使用料の算定基準を明らかにし、その透明性を確保していきます。

「受益者負担の原則」について

地方公共団体が提供する行政サービスは、住民の皆様からお預かりする税金を基本的な財源としていますが、特定のサービスを受ける人に受益の範囲内で応分の負担をしていただくことを基本的な考え方としており、これが「受益者負担の原則」となります。

受益者負担には、その行政サービスの種類により分担金や負担金、使用料、手数料、実費の徴収などがありますが、本基本方針は、公の施設を利用する者と利用しない者との「負担の公平性」を確保するための統一した方針を定めるものです。

* 使用料の意義

使用料は、地方自治法第225条の規定に基づき、公の施設の利用（目的外使用を含む。以下同じ。）に対する反対給付として、利用者から徴収するもの。

施設を利用することにより受益を受ける者と施設を利用しない者との負担の公平の観点から、受益に見合った応分の負担を求めるという受益者負担の考え方によるもの。

2 本市の現状と課題

(1) 多岐にわたる施設の存在

- 施設には、図書館のように市民の日常生活に必要であるものの市場原理によつては提供されにくいものや、体育館などのように特定の市民が利益を享受し、民間においても類似の施設が存在するものまで多岐に渡っているため、一律の方法で使用料を算定することは困難です。

(2) 施設利用者の不公平

- 施設には、使用料を徴収しているものと徴収していないもの、また、同種類似の施設であっても使用料を徴収している施設と徴収していない施設があり、施設利用者間の負担が不公平となっています。

(3) 施設の管理運営

- 施設の管理運営に多額の一般財源を使用しており、他の行政サービスを圧迫する懸念があります。

3 受益者負担の適正化の基本的考え方

(1) 本方針に基づく受益者負担の適正化の対象

- 原則として、施設の利用に係る使用料を受益者負担の適正化の対象とし、全ての公の施設（法令等により使用料を徴収できない施設（図書館、小・中学校（学校開放等以外）を除く。）について見直しの検討を行うこととします。ただし、公営企業等の独立採算を前提として設置するものについては本方針の対象外とします。
- 現在無料で使用している児童館や福祉館、市有の自治集会所などの施設は、その多くが設置目的とは異なり、地元自治会の集会所として使用されている現状にあり、公共施設等総合管理基本方針に基づき将来的に地元への移管等が見込まれます。こうしたことから、これらの施設については他の施設と異なり、地元自治会と移管に向けた調整を使用料の見直しと並行して進めていくこととなるため、一律に本方針に基づく見直しの対象とはせず、引き続き市の所有が継続する施設を適正化の対象とします。

(2) 市民負担の公平性の確保（受益者負担の原則）

- 「本市の現状と課題」の中でも述べたとおり、施設の管理運営には多額の一般財源を使用しています。この一般財源は、施設を利用する方だけでなく利用しない市民の税金も財源となっています。そのため、特定の行政サービスを受ける市民が応分の負担をすることにより公平性を確保するという、受益者負担の原則に基づき適正化を進めます。
- こうした受益者負担の原則の観点から、無料利用公共施設の有料化に向け

ての見直しを進めるとともに、既に使用料等を徴収している施設についても使用料の見直しを進め、施設を利用する者と利用しない者の公平性の確保など、市民負担の公平性の確保に着実に取り組んでいきます。

(3) 管理運営経費の削減の取組

- 施設の管理運営経費を原価とすることから、公共施設等総合管理基本方針に基づき、常に事務事業の見直しを行い、効率的な施設運営によりコスト削減を図り、無料貸出公共施設の有料化及び既定の使用料の見直しを行います。

4 使用料の算定の原則

(1) 使用料の算定の原則

- 新たな使用料の設定や使用料額の見直しに当たっては、市民の理解を得ながら、施設利用者に応分の負担を求めるため、使用料算定の基準を明確にします。
- 使用料の減免は、それによる使用料の減収分を施設を利用しない者を含む市民全体の負担で補填することとなるため、施設を利用する者と利用しない者との負担の公平性を確保する観点から、最小限とします。
- 特定の時間帯や休日などに利用が集中する施設や、類似機能を担う施設の中に稼働率が高い施設と低い施設がある場合は、市民に施設を有効に活用してもらうため、施設の実情に合わせて使用料の額に格差を設けることができるものとします。

(2) 受益者負担の範囲

- ・施設に係る経費は、主に「施設建設費」と「管理運営経費」に区分されます。
 - ①施設建設費
 - ・・・用地費、建物建設費(市債償還費を含む)、大規模改修費等
 - ②管理運営経費
 - ・・・維持管理費(光熱水費、委託料など)、職員人件費
- ・施設は、市民の共有財産という考え方により、施設建設費(用地費、建物建設費(市債償還費)、大規模改修費)は公費負担とし、受益者負担の対象外とします。
- ・こうした考え方により、受益者負担の範囲については、施設に係る経費のうち施設の管理運営に要する経費を利用者に負担していただくことを前提として、光熱水費や保守点検等の委託料、施設の貸出業務に要する人件費などの経常的な経費について、施設利用者に応分の負担をいただくこととし、上記②管理運営経費が受益者負担の範囲となります。
(受益者負担の範囲＝「維持管理費」＋「職員人件費」)

(3) 原価

使用料算定の際に受益者負担の対象とする経費を「原価」とし、次のとおりとします。

①原価に含む費用

〔受益者負担の範囲＝管理運営経費〕

ア 維持管理費

(光熱水費、委託料、修繕料、消耗品費、備品購入費等) (注1)

イ 職員人件費

(施設の日常的な維持管理・貸出業務に係る部分) (注2)

(注1) 原則として、大規模修繕費(概ね1件1000万円以上)及び高額備品購入費(概ね1件100万円以上)は除く。

(注2) 施設に実際に配置されている職員の人件費ではなく、配置職員数に平均給与を乗じて算出した額とする。退職手当引当金相当額は算入しない。

▼原価に含む費用の内容

費用区分	内容
維持管理費	維持管理や運営上必要な光熱水費、委託料、小規模な修繕料等
賃金	臨時職員等に対する賃金、社会保険料等
需用費	光熱水費(電気・ガス・水道)、消耗品費、燃料費、印刷製本費等
役務費	通信運搬費、手数料、保険料等
委託料	清掃、警備、保守点検委託料等
使用料及び賃借料	器具使用料(OA機器借上料等)、設備使用料、土地賃借料等
備品購入費	備品購入費(原則、1件100万円以上を除く)
その他	負担金など、施設の維持管理や運営上必要な費用
維持補修費等	修繕料(大規模修繕費を除く)、工事請負費の一部など
職員人件費	施設の維持管理や運営に直接従事する職員に係る人件費 ○対象費用:報酬、給料、手当、共済費など ○算定方法:人件費単価×職員数 ※人件費単価は、各年度における平均人件費(行政職(一)、行政職(二)、再任用、嘱託ごと)を使用し、職員数はサービスの提供に要す割合で按分して算出します。

②原価に含まない費用

- ア 施設建設費・・・用地取得費、建物建設費(市債償還費を含む)、大規模改修費)
- イ 維持管理費・・・大規模修繕費、高額備品購入費
- ウ 職員人件費・・・事業運営に要する部分等

5 使用料の算定基準

(1) 算定方法

受益者負担の対象とする経費を、当該施設の性質に応じて利用者が全部又は一部を負担するという観点から使用料を算定します。

■使用料の算定方法

▼時間単価の算定方法

まず原価に含む費用を合算し、これを総面積・年間使用可能時間で割り、「1㎡当たりの時間単価」を算定します。

▼1時間当たりの使用料=1㎡当たりの時間単価×使用面積×性質別負担割合

実際の施設の使用料額については、「1㎡当たりの時間単価」に、使用面積と、後述の「性質別負担割合」を乗じて「1時間当たりの使用料」を求めることとします。

なお、同種類似施設がある場合には、施設毎に算出した額を平均した額を使用料としますが、施設間で利用者の集中や、大幅な偏りが懸念される場合などは、施設の有効活用に資するよう別途調整を図ります。また、施設が複数の建物等からなっている場合で、特定の建物等に係る経費を明確に分別できる場合には、特定の建物等の使用料は、個別に算出します。

算定の例① 会議室等の場合

1時間当たりの使用料

= 1㎡当たりの時間単価 × 会議室等の使用面積 × 性質別負担割合

1㎡当たりの時間単価 = { (ア ÷ イ) + (ウ ÷ エ) } ÷ オ

ア：原価に含む経費（特定の会議室等（個人利用施設を含む。）に固有の経費^(注)を除いたもの。）

イ：施設の総面積

ウ：当該会議室等に固有の経費

エ：当該会議室等の面積

オ：年間利用可能時間数

算定の例② 個人利用施設の場合（体育館のトレーニング室など）

1時間当たりの使用料

= 1人当たりの額 × 性質別負担割合

1人当たりの額 = (ア ÷ イ × ウ + エ) ÷ オ

ア：原価に含む経費（特定の会議室等（個人利用施設を含む。）に固有の経費を除いたもの。）

イ：施設の総面積

ウ：当該個人利用施設部分の面積

エ：当該個人利用施設に固有の経費

オ：年間利用可能者数

(注) 固有の経費とは、当該会議室等に設置されている放送設備や映像機器の保守委託料やリース料など、その部屋の施設機能のみに生じている経費であり、全体の経費とは分離が可能なものを想定しています。

■性質別負担割合

受益者負担の原則はあるものの、税で負担する部分も必要なことから、その施設の設置目的や施設の性質に合わせ、税で負担する割合と受益者が負担する割合とを区分する必要があります。

負担の割合は様々なパターンが考えられますが、ここでは施設の性質を整理する手法として、施設を公益的・私益的、必需的・選択的という基準により次の4つの分野に当てはめて整理し、分野ごとに受益者負担の割合と公費負担の割合を定めます。

また、実際の利用形態が、私益的・選択的な利用となっている場合などには、市民の税金を適切に施設サービスに使用する観点から、実態を勘案して独自の負担割合を調整できることとします。

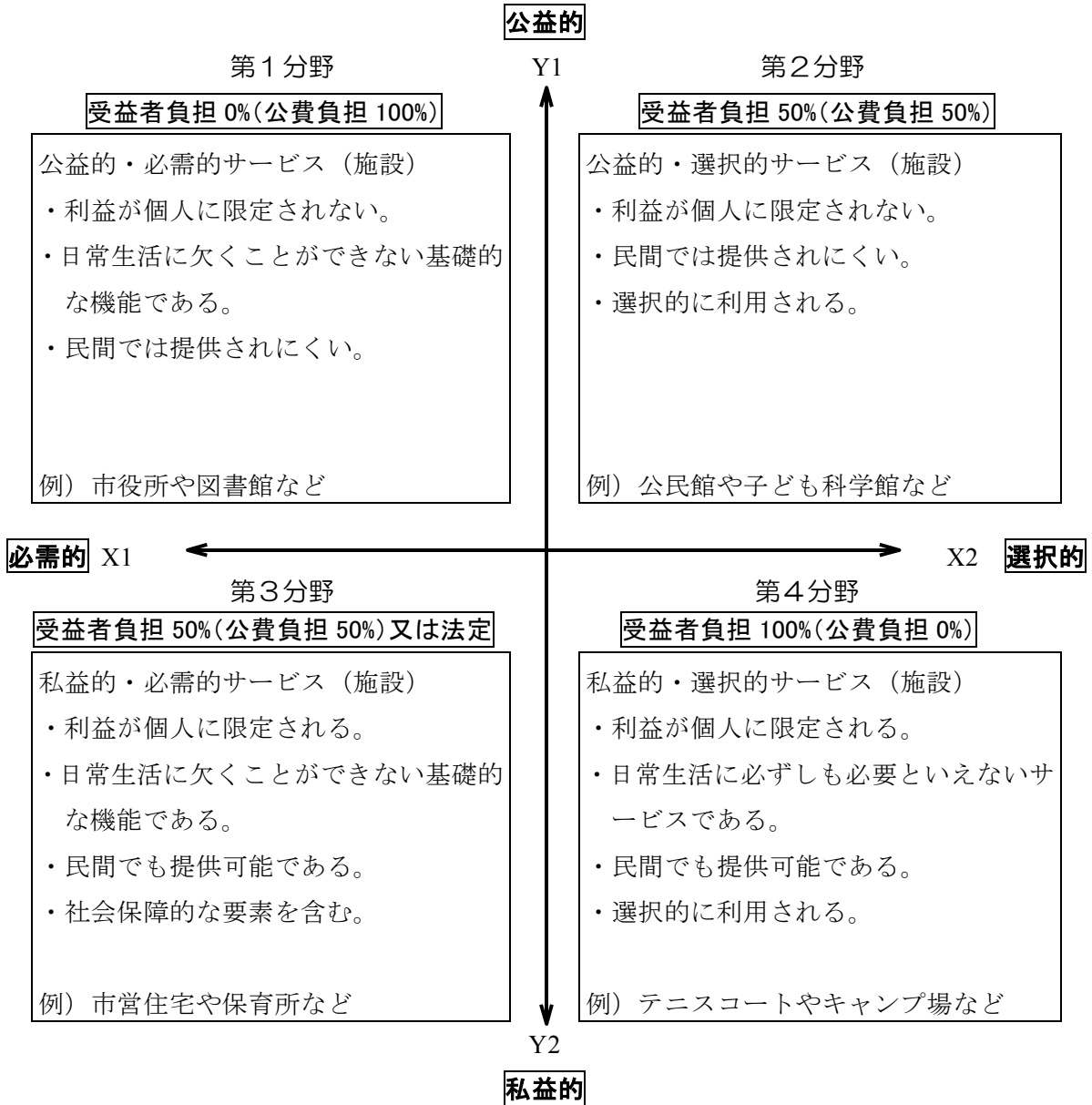
〔分野分けの基準〕

- ①公益的施設（民間では提供されにくく、主として行政が提供する施設）
- ②私益的施設（民間でも提供される施設）
- ③必需的施設（日常生活を営む上で、ほとんどの市民が必要とする施設）
- ④選択的施設（生活や余暇をより快適で潤いのあるものとするために市民が利用する施設）

〔分野の整理〕各施設が当てはまる分野は、次のとおりです。

第1分野	公益的・必需的施設（全額公費負担） 日常生活を営む上で、ほとんどの市民が必要とする施設で、民間では提供されにくく主として行政が提供する施設
第2分野	公益的・選択的施設（受益者負担50%、公費負担50%） 生活や余暇をより快適で潤いのあるものとするために市民が利用する施設で、主として行政が提供する施設
第3分野	私益的・必需的施設（受益者負担50%、公費負担50%） 日常生活を営む上で、ほとんどの市民が必要とする施設で、民間でも提供される施設
第4分野	私益的・選択的施設（受益者負担100%） 生活や余暇をより快適で潤いのあるものとするために市民が利用する施設で、民間でも提供される施設

各分野の受益者負担・公費負担の割合



【その他の使用料算定方法】

次に掲げる施設等の使用料については、「使用料の算定方法」や「性質別負担割合」に関わらず、以下に示す算定方法によるものとします。

①駐車場

近隣に存在する民間の同種施設の料金を勘案して適正な使用料を設定します。

②保育所

厚生労働省が定めた保育所徴収金（保育料）基準額に基づいて算定します。

③市営住宅

公営住宅法及び公営住宅法施行令の規定に基づいて算定します。

④その他

前述の算定方法では、使用料の算定が困難又は不適切な場合には、独自の算定方法を用いることができることとします。

【附属設備の使用料算定方法】

附属設備の使用料については、原則として、会議室等の使用料に含むものとします。ただし、照明設備や陶芸窯などのように相当程度の経費が掛かるもの、会議室等の使用の有無に関係なく使用できるロッカーなど、会議室等の使用料に含めることが適当でないものについては、近隣市の同種類施設における状況等を総合的に考慮して使用料を設定することとします。

【公共施設に附帯する駐車場の取扱】

公共施設に附帯する駐車場については、利用台数の確保と運用コストを考慮し一定規模以上の駐車場（一般駐車可能台数が概ね50台以上のものとする）のみを適正化の対象としますが、その実施に当たっては、公共交通機関利用者との公平性、目的外利用の実態把握、安全性や設備の保守管理、また駐車場の持続的な供給体制等について別途慎重に検討して実現を図るものとします。

(2) 減免規定の考え方

- 使用料の減免は、公益的な活動を行う団体の活動支援や施設の利用促進などに一定の効果があります。しかし、受益者負担の明確化、利用者間の負担の公平性の観点から、減免の対象は可能な限り限定します。また、特定の施設に利用が集中することを防止する観点から、原則として、すべての類似機能施設の利用において同じ内容のものとするのが望ましいと考えられます。
- 使用料の減免は、基本的にはその都度申請に基づいて決定すべきものですが、利用者の負担軽減と事務処理の簡素化を図るため、減免後の額を使用料として設定できるものとします。(例：小学生料金)
- 「受益者負担の原則」から、施設の設置目的や利用特性から何らかの減免措置を講じることがやむを得ない場合は、現在の市民文化会館条例施行規則で規定している程度の内容が適当と判断しています。
- 市内の各種団体が行政活動への協力のために施設を利用する場合や使用料負担の増加が公益的な事業の実施に支障を生ずることとなる団体、市の補助事業を実施するために当該補助事業実施団体が施設を利用する場合については、使用料を減免することができるものとします。
- 減額及び免除の詳細については、別途個別施設の状況を総合的に勘案した上で設定することとします。

[参考] 市民文化会館の減免規定

	(公益上その他特別の)理由	相当する額
①	市が主催する行事等のために使用する場合	100分の100
②	伊勢原市立の学校等が自らの行事等のために使用する場合	100分の100
③	市が共催する行事等のために使用する場合	100分の50
④	国、県又は市内の県立学校が主催する行事等のために使用する場合	100分の50
⑤	②に該当しない学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する市内の私立学校又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する市内の私立保育園が自らの行事等のために使用する場合	100分の30
⑥	その他市長が特に必要があると認める場合	前各号の規定に準じた額

(3) 端数処理

各算定段階で生じる端数の処理については、単位未満切り捨てとします。ただし、使用料の設定に当たっては、徴収時における利用者の利便性、コスト等を総合的に考慮して、100円単位とするなど、最も効率的な単価設定を行うものとします。

(4) 消費税の取扱

施設の使用料（一般会計）については、消費税の課税対象（消費税法の特例により納付税額は生じない。）であり、仕入れ（原価）に係る消費税は負担していることから、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処することとします。

(5) 算定年度

原則として、使用料等の額を算定する前年度決算額を使用します。ただし、前年度決算額が、近年の決算額と乖離が大きい場合は、3年間の平均値を使用するなど合理的な方法により算定します。また、毎年度発生しない費用であるが施設の維持管理上、一定期間ごとに必要となる修繕費等についても単年度当たりの費用を算入します。このほか、算定年度に新たに発生する費用は対象費用として算入します。

(6) 使用料水準の算定

使用料の算定に当たっては、「(1) 算定方法」により算出された数値が、理論上の使用料となります。

しかしながら、実際に使用料を設定する際には、同種類別の民間施設及び近隣自治体の料金とのバランスや、施設の建設や改修に要する経費負担をしていない市外利用者と市民利用者との関係などについて、一定の配慮が必要となる場合も考えられます。

そのため、こうした諸条件を総合的に勘案し、必要に応じた調整を行った上で、使用料水準を算定することとします。

6 その他

(1) 激変緩和措置

使用料の見直しにより、急激かつ大幅な引き上げとならないようにするため、新使用料が現行の使用料を大幅に上回る場合は、激変緩和の観点から、現行使用料の1.5倍を限度とします。

ただし、大規模改修等により施設の構造や利用形態などを大幅に変更する場合は、個別施設の状況を総合的に勘案した上で設定することとします。

(2) 定期的な使用料の見直し

原則として、使用料の見直しは3～5年ごとに行います。

ただし、公共施設等総合管理基本方針、公共施設等総合管理計画の見直しや、指定管理者導入施設における指定管理期間終了時、建設・改修等を行う施設における作業完了など、必要に応じて適切な時期に見直しを行うこととします。

(3) 当初の使用料見直しの実施時期

本基本方針取りまとめ以前から使用料等を徴収している施設の料金改定については、本算定基準に基づき算出した金額と現行料金を比較し、かい離幅や直近の料金改定時期等を踏まえた上で、改定の可否を判断します。

なお、施設ごとに抱える様々な課題や考慮すべき状況、別途に定めた公共施設等総合管理計画に掲げる移管や統合、廃止などの取組を総合的に勘案した上で、有料化や金額改定等を実施していくこととします。

また、料金の改定にあたっては、条例等の一部改正も必要であることに加え、市民への周知期間等も必要になってくるため、適正な時期を見極め実施することとします。

(4) 使用料の徴収方法

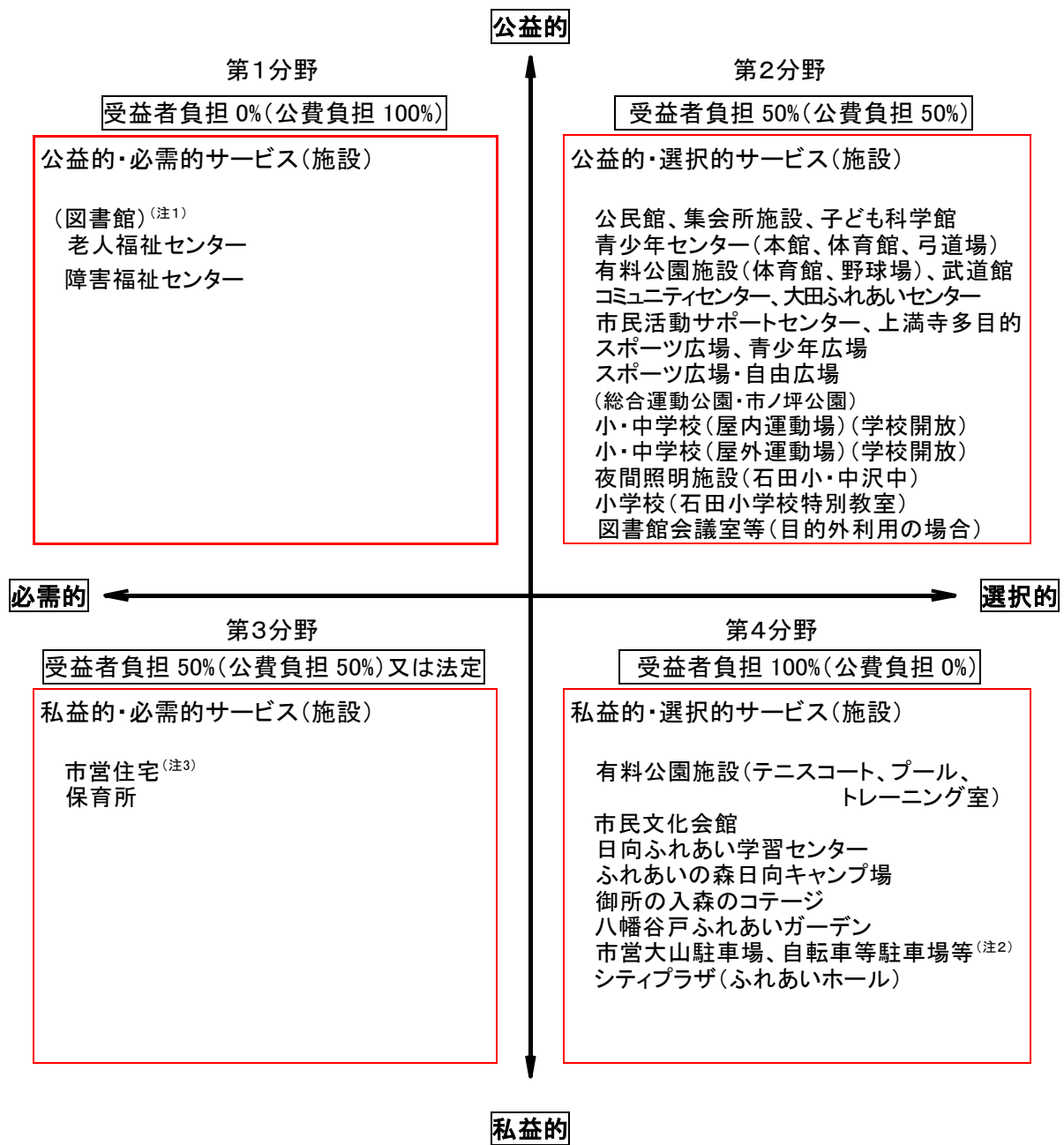
使用料の徴収方法は、利用者の利便性、コスト、効率性等を総合的に考慮して、最も効率的な方法をとることとします。

有料化の実施に当たり新たに発生する使用料徴収にかかるコストと今後見込まれる使用料の額とのバランスを考慮し、「有料化」が今後の施設運営上の負担とならないように留意した上で、有料化や金額改定等を実施していくこととします。

(5) 公の施設以外の施設（暫定利用施設等）

暫定的に市民の利用に供している施設など公の施設以外の施設であっても、公の施設と同種類別の施設は、上記と同様の取扱いとします。

別表1 各分野に該当する施設



- (注1) 第1分野の「図書館」は図書館法の規定により使用料を徴収できないが、施設の分類を分かりやすくするために記載している。
- (注2) 暫定的に市民の利用に供している臨時駐車場を含む。なお、一定規模以上の駐車場は「公共施設に附帯する駐車場の取扱」とおり適正化の対象であるが、これらの駐車場は、主に利用する施設の設置目的、利用形態が複数存在するため「施設の分類と受益者負担・公費負担の割合」を明確に区分することができない。よって別表1には記載していない。
- (注3) 市営住宅の家賃や、保育所の保育料などのように、市の裁量によらず法令等の規定により別途算定方法が定められている場合は、任意に設定することはできない。

別表2 受益者負担の適正化対象施設一覧(第2・4分野)

No.	施設名称	区分	分野
1	伊勢原南コミュニティセンター	—	2
2	伊勢原北コミュニティセンター	—	2
3	成瀬コミュニティセンター	—	2
4	大田ふれあいセンター	—	2
5	青少年センター本館	—	2
6	青少年センター体育館	—	2
7	青少年センター弓道場	—	2
8	中央公民館	—	2
9	大山公民館	—	2
10	比々多公民館	—	2
11	大田公民館	—	2
12	成瀬公民館	—	2
13	高部屋公民館	—	2
14	伊勢原南公民館	—	2
15	石田小学校(特別教室)	—	2
16	武道館	○	2
17	大田すこやかスポーツ広場	—	2
18	こどもスポーツ広場	—	2
19	千津青少年広場	—	2
20	殿村青少年広場	—	2
21	大田青少年広場	—	2
22	上満寺多目的スポーツ広場	—	2
23	小学校(学校開放)10校	—	2
24	石田小学校(夜間照明施設)	○	2
25	中学校(学校開放)4校	—	2
26	中沢中学校(夜間照明施設)	○	2
27	子ども科学館	○	2
28	図書館・子ども科学館(会議室等)	—	2
29	市民文化会館	○	4
30	市民活動サポートセンター	—	2
31	八幡谷戸ふれあいガーデン	○	4
32	ふれあいの森日向キャンプ場	○	4
33	御所の入森のコテージ	○	4
34	伊勢原シティプラザ(ふれあいホール)	○	4
35	日向ふれあい学習センター	○	4
36	総合運動公園体育館	○	2
37	総合運動公園体育館(トレーニング室)	○	4
38	総合運動公園野球場	○	2
39	総合運動公園自由広場	—	2
40	鈴川公園野球場	○	2
41	鈴川公園プール	○	4
42	鈴川公園テニスコート	○	4
43	市ノ坪公園自由広場	—	2
44	市ノ坪公園テニスコート	○	4
45	東富岡公園テニスコート	○	4
46	自転車等駐車場(10施設)	○	4
47	市営大山駐車場(2施設)	○	4
48	伊勢原駅北口臨時駐車場	○	4
49	総合運動公園駐車場	—	別表1(注2)
50	行政文化センター駐車場	—	別表1(注2)
51	中央公民館駐車場	—	別表1(注2)

*「区分」 ○=現行有料、—=現行無料

*「分野」 2=第2分野(公益的・選択的施設)

4=第4分野(私益的・選択的施設)

公共施設の受益者負担に関する 基本方針

平成 29 年（2017 年）3 月

伊勢原市企画部経営企画課

〒259-1188 伊勢原市田中 348 番地

電話：0463（94）4711